

康有儀の山本憲に宛てた書簡 (訳注・その三)

The letters of Youyi Kang addressed to Ken Yamamoto

呂 順 長・小 野 泰 教

Juncho RO・Yasunori ONO

凡例

- 1、本稿は前稿「康有儀の山本憲に宛てた書簡 (訳注・その二)」¹⁾に続き、康有儀書簡85通中の22通 (C151-C172) に対して解説と訓読を行い、さらに一部の内容に対して注を加えたものである。すでに前稿と前々稿²⁾の注に出た人名・事件名などは改めて注を加えないことにし、また書簡の所蔵、康有儀の人物像などに関しても前々稿を参照されたい。
- 2、書簡は基本的に繁体字で書かれているが、一部俗字もあったので、それを正字に改めた。また繰り返し記号 (々) も元の文字に改めた。
- 3、文意により句読点を付けた。割注は () を用いて示した。
- 4、底本に敬意を示すための欠字 (1字か2字分の余白)、平出、擡頭が多く見られるが、それらは省略した。
- 5、原文中の誤字と見られる文字については、その正字を【 】の中に示した。ただし、書き下し文と注ではその正字のみを示した。
- 6、原文にある一部の口語体または省略の表現はそのまま訓み、その意味を振り仮名または〔 〕の中に示した。
- 7、注は原文に付け、それぞれの該当箇所の下線を引いた。
- 8、40-61の順番は前稿の17-39を受けたもので、それぞれ高知市立自由民権記念館の整理番号C151-C172に対応し、40 (C151)、61 (C172) のように示した。ただし、これは必ずしも送信日時の順ではない。
- 9、原文末尾の〈 〉内は封筒の日付または書簡の内容などから判断して、可能な限り各書簡の作成または消印の日付を示したものである。漢数字は旧暦、アラビア数字は新暦を表す。
- 10、ルビは筆者の判断で一部に付けた。

書簡原文と訳注

40 (C151)

敬稟者：弟子昨晚友至，謬招呼於講堂，及九時例應請退，而一時疎畧，以至夫子登樓無安坐之處，弟子輩又未及循規叩安，此皆弟子不檢【檢】之罪。雖或蒙曲恕，然愧悔無已。頃接中嶋君掠蔭³⁾覆函，知彼隨時樂為同遊。弟子既以函約此君，且聲言作主，今擬答如儀或且畧厚，亦不算破費。受而不答非禮也，約而食言失信也，兩者不可。屈指明日安息之期⁴⁾，借以出遊，

1 『四天王寺大学紀要』第55号、平成25年3月、第419-443頁。

2 『四天王寺大学紀要』第54号、平成24年9月、第399-428頁。

3 中嶋君掠蔭：C119、C150、C180に「中嶋君」とある。同一人物と見られる。梅崖の元塾生か、未詳。

4 安息之期：休みの日、日曜日。

豈不正樂。況且夫子日不暇給，講道之餘，著譯太苦，正宜一遊，以舒退屈，而吸養氣⁵⁾於山野間耶。夫子前議箕山⁶⁾之遊，不必另覓東道主人⁷⁾，以省地主招呼，抑或更有可遊之處。敢乞卓奪示遵，以便即日飛函再邀中嶋君為禱。弟子狂謬，臨稟不勝惶悚。肅此。敬請夫子大人福安。弟子孟卿謹稟。八月廿六早（1898年8月26日作成）

敬 稟 者：弟子は昨晩に友 至り、謬りて講堂に招き呼び、九時に及び例として應に退くを請うべきも、一時疎畧し、以て夫子 樓に登りて安坐の處無きに至らしめ、弟子輩 又未だ規に循^{したが}いて安を^{ぬかずきてこ}叩^{つし}うに及ばず、此れ皆弟子の檢^{つし}まざるの罪なり。或いは曲恕〔寛容〕を蒙ると雖も、然れども愧じ悔やみて已む無し。^{このころ}頃 中嶋君掠蔭の覆函^うを接け、彼の隨時に樂^{この}みて同遊を為さんことを知る。弟子既に函を以て此の君を約し、且つ主を作すと聲言し、今擬するに儀の如く或いは且^{いさ}か畧厚く答え、亦た破費すると算せず。受けて答えざるは禮に非ざるなり、約して食言するは信を失するなり、兩者ともに不可なり。指を屈れば〔数えれば〕明日は安息の期にして、借りて以て出遊するは、豈正に楽しからずや。況んや且つ夫子は日に給するに暇あらず、道を講ずるの餘、著譯^{はなは}し太だ苦しみ、正に宜しく一たび遊び、以て退屈を舒ばして、養氣^{さんそ}を山野の間に吸うべきや。夫子 前に箕山の遊びを議し、必ずしも另^{べつ}に東道の主人を覓めず、以て地主の招呼を省き、抑も或いは更に遊ぶべきの處有り。敢て卓奪〔英断〕し示遵〔指示〕するを乞い、以て即日函を飛ばして再び中嶋君^{むか}を邀うるに便にするを禱りと為す。弟子狂謬にして、稟すに臨み^{もう}悚惶^{しょうこう}に勝えず。肅みて此にす。敬みて夫子大人に福安を請う。弟子孟卿謹みて稟す。八月廿六早^{あさ}

41 (C152)

敬稟者：今日賜麵，其味甚佳，尤勝於前者賜食之漢口麵也。（以其類粉絲之故）敝國賜麵，多是喜事，生辰壽日。今蒙賜麵，詢知在塾各學長無有知其事者，弟子以敝國律之，當是太師母或夫子師母千秋之佳日也。師弟至親，乞示知叩祝為禱。今早接神戶信，知有世姪輩羅孝高⁸⁾者，因休暑來自東京，慕夫子之為人，日間當由神戶前來謁見領益，到時伏乞賜見而教誨之為禱。此

5 養氣：「O₂」（酸素）の訳語。清末の科学者徐寿（1818—1884）の考案によるといわれる。

6 箕山：大阪府箕面市にある箕面山のこと。紅葉を賞でる景勝地として有名である。

7 東道主人：『左伝』僖公三十年に「若捨鄭以為東道主，行李之往來，共其乏困，君亦無所害。」（若し鄭を捨てて以て東道の主と為せば、行李の往來、其の乏困に共え、君亦た害する所無からん。）とある。もし秦国が鄭国を攻めるのを止め、鄭国を秦国の外交使節の行き来するときの東道主とすれば、秦国にとって何も不利益がなかろうと秦王に説いた鄭国の使節の言葉に由来する。後に転じて、客をもてなす主人一般を東道主人というようになった。

8 羅孝高：羅普（1876-1949）のこと。字は熙明、号は孝高、広東省順徳県の人。康有為の主な弟子の一人である。1897年頃に來日し、東京専門学校に留学する。戊戌維新後に『清議報』『新民叢報』の刊行に深く関わる。作品に『日本維新三十年史』、小説『東欧女豪傑』などがある。

子は舍弟門生，向去廣東《知新報》⁹⁾主筆，於宗教時務頗為留心，昨年由廣東來貴國，遍遊各處，去臘則在東京學堂讀書也。合并稟聞。專此。叩請夫子大人福安。弟子孟卿稟上。八月廿四日（1898年8月24日作成）

《昌言報》閱畢，敬以奉繳，乞賜納。

敬稟者：今日賜いし麵は、其の味甚だ佳く、尤も前者に賜食せし漢口の麵に勝るなり。（其れ粉絲〔はるさめ〕に類するの故を以てなり）敝國にて麵を賜うは、多くは是れ喜事、生辰壽日なり。今麵を賜うを蒙るに、詢いて在塾の各學長に其の事を知る者有ること無きを知り、弟子敝國を以て之を律し、是れ太師母或いは夫子・師母の千秋の佳日に當るならん。師弟は至りて親しければ、乞う示し知らしめ、叩き祝わしむるを禱りと為す。今早神戸の信〔手紙〕を受け、世姪輩の羅孝高たる者有りて、休暑に因り東京より來りて、夫子の為人を慕い、日間に當に神戸に由り前來して謁見し益を領くるべきを知る。時に到りて伏して乞う賜見して之を教誨せられんことを禱りと為す。此の子は是れ舍弟の門生にして、向に廣東知新報の主筆を去り、宗教・時務に於いて頗る為に心を留む。昨年廣東より貴國に來りて、遍く各處に遊び、去る臘〔臘月〕は則ち東京の學堂に在りて讀書するなり。合并せて稟聞す。専ら此にす。叩いて夫子大人に福安を請う。弟子孟卿稟上。八月廿四日

『昌言報』を閲み畢り、敬みて以て奉繳〔返却〕し、納め賜うを乞う。

42 (C153)

敬肅者：去臘三十日謹呈一函，恭賀年禧，外付一金以為年敬¹⁰⁾，聊表寸衷，諒邀賜收。（順將證書付覽）弟子於本校之席業已辭職，滿擬歸塾讀書，以養晦求益。正在束裝就道，適接舍弟長素來電，催返廣東，未便却之。（舍弟出遊在邇，或有事面商，或與同遊，故不得不歸。）而事與願違，惟有心存嚮往而已。查明日有法國汽船前往香港，現定今晚登輪，倚裝匆促，不及親來叩辭，一俟到港後，其行止如何，再行稟聞也。專此報臆，不盡欲言。敬請崇安。弟子康孟卿敬上。太師母、師母均此致意請安。陽曆正月初四日（1900年1月4日）

舍弟來電，并前後信，割去其家國事之外，順以付覽，因蒙日前賜函下問也。弟子孟又稟。

羽子兄 示悉。弟歸住港，巡捕九人保護，港督意殷勤，乞勿念。順聞。

病而苦甚。弟少有饋送，而足能有補。某竟不來見我也。若無席，當更設法或他遊，與兄偕行，乞勿念。敬請大安。弟更生上。十月十九日

9 知新報：康有為・梁啓超ら変法維新派によって1897年2月にマカオで創刊された、維新変法を宣伝するための中国語新聞である。創刊当初は康有為の弟の康広仁（1867－1898）がその經理をつとめた。はじめは5日に1期、後に旬刊、1900年2月以降は半月刊で、1901年1月に停刊するまで133期刊行されている。

10 年敬：「年礼」とも。年末の贈り物。

羽子大兄、書悉。東中¹¹⁾ 館事、已令雲樵¹²⁾ 來東為兄位置。若不樂意、則與弟行、或在知新¹³⁾ 辦事可也。乞勿念。歐雲樵現留上海、尚未到濱也。

敬肅者：去る臘〔臘月〕三十日に謹みて一函を呈して年禧を恭賀し、外に一金を付して以て年敬と為し、聊か寸衷を表し、^{おしはか} 諒^{もつ} るに收め賜うを邀めたりと。（順に證書を將て覽に付す）弟子の本校に於ける席は、^す 業已に辭職し、塾に歸りて書を読み、養晦し益を求めんと満擬す。正に装束を束ね道に就くに在り、^{たまたま} 適^{うなが} 舍弟長素の來電を接け、廣東に返れと催され、未だ之を却くるに便ならず。（舍弟の出遊は邇きに在り、或いは事有りて面商し、或いは與に同遊し、故に歸らざるを得ず。）而して事は願いと違ひ、惟だ心に嚮往を存すること有るのみ。査するに明日フランスの汽船有りて香港に前往し、現定めて今晚に輪に登り、倚装し匆促にして、^{みづか} 親來りて叩辭するに及ばず。一たび港〔香港〕に到るを俟ちて後、其の行止の如何なるを再び行いて稟聞するなり。専ら此に臆を報し、言わんと欲するを盡さず。敬みて崇安を請う。弟子康孟卿敬みて^{たてまつ} 上る。太師母、師母に均しく此に意を致し安を請う。陽曆正月初四日

舍弟の來電、並びに前後の信、其の家國の事を割き去るの外、^{ついで} 順に以て覽に付す。日前函を賜い下問するを蒙りしに因るなり。弟子孟又稟す。

羽子兄 示しを悉らかにせり。弟歸りて港〔香港〕に住み、巡捕九人保護し、港督〔香港總督〕意殷勤たり。乞う念ずること勿れ。^{ついで} 順に聞かしむ。

病みて甚だ苦しむ。弟少しく饋送〔寄付〕有りて、能く補い有るに足る。某竟に我に見えに來らざるなり。若し席無くんば、當に更に法を設けて或いは他に遊ぶべく、兄と與に偕行す。乞う念ずること勿れ。敬みて大安を請う。弟更生上る。十月十九日

羽子大兄 書を悉らかにせり。東中の館〔清議報館〕の事、已に雲樵をして東に來らしめ兄の位置と為す。若し樂意〔満足〕ならざれば、則ち弟と行き、或いは知新〔知新報〕に在りて事を辦ぜば可なり。乞う念ずること勿れ。歐雲樵は現上海に留まり、尚未だ濱〔横濱〕に至らざるなり。

43 (C154)

敬肅者：十七日來示接讀、片岡君琴浦來文照收。日前承諭、有大作乙篇賜下刊行、甚善甚望。惟至今未蒙擲下。而此間旬報雖布告十二月廿三日發行、惟是印刷釘裝成帙稍需時日、故先於前六七日必須滿卷備印。弟子每旬應譯萬餘字、因刊期已迫、故在此間意譯三千餘字、再加詩文塞卷、以了此期之事。今日片岡君來文未能盡錄、留為下周補入。則片岡君近日趕譯、不限字數多少、（仍請告知數明字數記之為幸）請告知每五日或七日一付、以為下周之用。（日報未辦、不必

11 東中：日本国内。

12 雲樵：欧渠甲（1870—1911）、字は雲樵、号は雲台、広東省帰善県の出身。康有為の主な弟子の一人である。1897年に『知新報』『時務報』の刊行にかかわり、後に湖南時務学堂の教員となる。戊戌政変後に來日し『清議報』の刊行にかかわる。

13 知新：『知新報』のこと。

兩三日一寄、以省事。）如佳論、隨時付到、亦留為下周刊行。因第一期旬報已滿卷發刊、急不及候也。伏乞恕之。承示欲多譯東京大阪各一報、以便多於採譯、甚是甚是。尊意欲譯東京某報及大阪某報、乞示知、以便轉囑此間譯人避譯、以免相重也。（買報費由弟子送還）《清議報》之創是有心於支那及東亞大局之所為、仍以支那關繫時事為切。則採譯之文應以有關支那要事、或激發支那者、或痛罵支那者、或警省支那者、或議論支那一切弊政敗俗者、均乞轉告、擇其類此者譯之、俾警醒頑人心目為要。日前北京電囑李公使¹⁴⁾暗殺康梁諸子、此間警察保護周密、尤為關心、因前兩日迭催梁君卓如返京、故日前已歸東京矣。知念、并以奉聞。呈上敝國《經世文新編》¹⁵⁾一二種、伏乞賜收、暇時披覽、俾知其間士風也。專此奉覆。叩請夫子大人福安。弟子孟卿稟上。太師母師母乞代請安。匆匆。乞恕草率。十二月十八日申（1898年12月18日作成）

敬肅者：十七日の來示は接けて讀み、片岡君琴浦の來文も照して收めたり。日前に諭を承るに、大作乙篇〔一篇〕有りて賜下し刊行するとのよし、甚だ善たり甚だ望む。惟だ今に至りて未だ擲^{なげくだ}下ざるを蒙らず。而して此間の旬報〔清議報〕は十二月廿三日に發行するを布告せりと雖も、惟だ是れ印刷釘装して帙と為すに稍時日を需ち、故に先に前六七日に必ず須らく卷を滿して印るに備うべし。弟子毎旬に應に萬餘字を譯すべく、刊期已に迫るに因り、故に此間に在りて三千餘字を意譯し、再び詩文を加えて卷を塞ぎ、以て此の期の事を了す。今日の片岡君の來文は未だ盡く録する能わず、留めて下周〔來週〕に補入すると為す。則ち片岡君の近日趕ぎて譯するは、字數の多少に限らず、（仍お請う、字數を數え明らかにして之を記せと告知せらるれば幸^{さいわい}と為す）五日或いは七日毎に一たび付せよと告知せらるることを請い、以て下周の用と為す。（日報は未だ辦ぜず、必ずしも兩三日に一たび寄せず、以て事を省く）如し佳論ならば、隨時に付到し、亦た留めて下周の刊行と為す。第一期の旬報は已に卷を滿して發刊せるに因り、急ぎて候つに及ばざるなり。伏して乞う之を恕されんことを。示しを承るに東京と大阪の各一報〔一種の新聞〕を多く譯さんと欲し、以て採譯を多くするに便にすとのよし、甚だ是なり甚だ是なり。尊意は東京の某報〔何新聞〕及び大阪の某報を譯せんと欲するや、示し知らずを乞い、以て轉じて此間の譯人に囑し譯するを避くるに便にし、以て相重なるを免るるなり。（報を買う費は弟子より送還す）『清議報』の創は是れ支那及び東亞大局に心有りて為す所なれば、仍お支那關繫の時事を以て切と為す。則ち採譯するの文は應に支那に關ること有る要事を以てすべく、或いは支那を激發する者、或いは支那を痛罵する者、或いは支那を警省する者、或いは支那の一切の弊政敗俗を議論する者は、均しく其の此れに類する者を擇びて之を譯し、頑人の心目を警醒せしむるを要と為すを轉告せられんことを乞う。日前に北京より李公使に康梁諸子を暗殺せんことを電囑すれば、此間の警察の保護は周密にして、尤も為に心を關け、因りて前の兩日に迭ねて梁君卓如に京に返らんことを催し、故に日前に已に東京に歸れり。念ぜらるるを知り、并せて以て奉聞す。敝國の『經世文新編』一二種を呈上し、伏して收め賜

14 李公使：李盛鐸（1859年—1934年）、字は義樵、号は木齋、別号は師子庵旧主人、江西省德化県（現在は九江市）の人。政治家で蔵書家としても知られる。1898年10月から1901年11月まで清国駐日本公使館公使を務めた。

15 經世文新編：麦仲華の編集による『皇朝經世文新編』（21卷、1898年刊行）のことか。

うを乞い、暇の時に披覽し、其間の士風を知らしむるなり。専ら此に覆〔返事〕し奉る。^{ぬかず}叩きて夫子大人に福安を請う。弟子孟卿^{もうしたてまつ}稟上る。太師母師母に、乞う代りに安を請う。匆匆。草率たるを恕されんことを乞う。十二月十八日申

44 (C155)

敬肅者：久未修候，時切^{うかが}葭思¹⁶⁾。正擬裁箋請安，適接來諭，命將《史記本末》¹⁷⁾付還。頃照檢呈，伏乞續著隨時付到，以嘉惠後學，至感至感。專此。恭請夫子大人福安。太師母師母均此請安。弟子康孟卿謹稟。〈1899年5月5日消印〉

敬肅者：久しく未だ^{うかが}候いを修めず〔ごぶさたし〕、時に切に葭思す。正に箋を裁して〔手紙を記して〕安を請わんと擬すも、^{ちかごろ}適^{たまたま}來諭に接し、『史記本末』を將て付還せよと命ぜられ、頃^{ちかごろ}照檢して呈す。伏して續著を隨時に付到するを乞い、以て後學を嘉し恵めば、至感至感たり。専ら此にす。恭しく夫子大人に福安を請う。太師母師母に均しく此に安を請う。弟子康孟卿謹みて稟す。

45 (C156)

敬肅者：弟子去臘去濱歸港，曾具一函奉候。旋以事北上，入春抵京，已將近狀奉報。中間逗留三月，探訪同志，又以京備甚嚴，隨即出遊三江兩湖¹⁸⁾，冀有所得。以行踪靡定，又乏善可陳，致稽【稽】候簡。弟子所到之處，雖同志多人，而內地查拿，阻力甚大，惟有靜候機宜。不料北方拳匪¹⁹⁾事發，致召各國之軍，皇上蒙塵，於是同志勤王之事決矣。唐才常²⁰⁾等聯合長江各省舉義，乃為奸黨所洩，同志諸義士死者三十三人，傑士百數，同志千數。張賊²¹⁾媚后反對，謬加罪名殺戮，想見諸報，殊令人髮指。當時遍捕黨人，弟子時適到滬，以寄寓不便，因於八月間即往南洋，再圖後舉。雖時事多艱，阻壓之力太大，未敢懈也。春間蒙賜尊容、各諭、及《東亞事宜》²²⁾與《嚶嚶錄》²³⁾等書，到坡始接，時刻捧誦【誦】，如見我夫子正襟危論，可謂明見萬里，令人神氣激昂，自恨才學淺薄，無以補救時艱，辜負教養，可為痛心耳。弟子在此間少住一兩月，

16 葭思：人を思い慕うこと。『詩經』秦風・兼葭に「兼葭蒼蒼たり、白露霜と為る。所謂伊の人、水の一方に在り。」に由来する。

17 史記本末：山本憲の作品のようにも見受けられるが、『山本憲関係資料目録』には見当たらない。

18 三江兩湖：江蘇・江西・浙江・湖北・湖南一帯を指す。

19 北方拳匪：義和団のこと。

20 唐才常：1867-1900、字は伯平、号は絨丞、湖南省瀏陽県の出身、清末の思想家・革命家。1897年に湖南時務学堂の創設にかかわり、1898年に譚嗣同らとともに南学会を結成した。1900年に正気会（後に自立会と改称）を結成し、自立軍の総司令を自任し、長江沿岸の省で同時に蜂起することを計画したが、湖広総督張之洞のもとに密告があり、7月27日に逮捕され翌日処刑された。

21 張賊：湖広総督張之洞のこと。

22 東亞事宜：『論東亞事宜』のこと。

23 嚶嚶錄：山本憲が作成した冊子。元塾生の氏名・住所・職業などが主な内容である。現存するのは1899年分2冊、1900年分7冊、1901年分2冊、作成年不明2冊の計13冊である。

遍遊各嶋，乃返廣東。到時寓址有定，再行稟報也。專此。敬請崇安。并叩太師母師母兩位萬福金安。弟子孟卿叩稟。舍弟長素稟筆候安。合併稟聞。陰歷【曆】九月九日（1900年九月九日作成）

敬肅者：弟子 去る臘〔臘月〕に濱〔横濱〕を去りて港〔香港〕に歸り、曾て一函を具えて候いを奉れり。旋いで事を以て北上し、春に入りて京〔北京〕に抵り、已に近狀を將て報じ奉れり。中間逗留すること三月、同志を探訪し、又京の備えの甚だ厳しきを以て、隨いて即ち三江兩湖に出でて遊び、得る所有を冀う。行踪の定まらざるを以て、又陳ぶべき善なること乏しくして、候う簡〔書簡〕の稽まるを致せり。弟子の到る所の處、同志の人多しと雖も、而れども内地の査拿〔検査と拿捕〕、阻力甚だ大にして、惟だ靜かに機宜を候つこと有るのみ。料らずも北方の拳匪の事 發し、各國の軍を召くを致し、皇上 蒙塵すれば、是に於いて同志の勤王の事決せり。唐才常等は長江の各省と聯合して舉義するも、乃ち奸黨の洩らす所と為り、同志の諸義士の死者は三十三人、傑士は百をもつて數え、同志は千をもつて數う。張賊は后〔西太后〕に媚びて反對し、謬りて罪名を加えて殺戮す。想うに諸報に見え、殊に人をして髮指せしむ。當時遍く黨人を捕え、弟子時に 適 滬〔上海〕に到り、寄寓の不便なるを以て、因りて八月の間に於いて即ちに南洋に往き、再び後舉を圖る。時事多艱、阻壓の力 太 だ大なりと雖も、未だ敢えて懈らざるなり。春の間に尊容〔写真〕、各論〔諸書簡〕、及び『東亞事宜』と『嚶嚶錄』等の書を賜うを蒙り、坡〔新加坡〕に到りて始めて接け、時刻捧誦し、我が夫子の襟を正して論を危くするを見るが如く、明らかに萬里を見ると謂うべく、人をして神氣激昂せしむ。自ら才學 淺薄にして、以て時艱を補救すること無く、教養せられしに辜負するを恨み、為に心を痛むべし。弟子此間に在りて少しく一兩月住まり、遍く各嶋に遊びて、乃ち廣東に返る。時に到りて寓址の定まること有らば、再び稟報を行うなり。専ら此にす。敬みて崇安を請う。并せて太師母師母の兩位に萬福金安を叩う。弟子孟卿叩きて稟す。舍弟長素筆を粟けて安を候う。合併せて稟聞す。陰曆九月九日

46 (C157)

敬肅者：十日來諭，十一早接讀。佛政府下令擒殺之事，即以尊意走報。據覆明後日即可歸京矣。所囑應見各要人，如谷公²⁴⁾及小林、曾根諸君，弟子輩稍暇即當分別求見，以冀有濟。惟日來開局伊始，瑣事頗忙，他日見之，當有以稟覆也。此間報紙定於十二月廿二日發行，先於前一週內刊印釘裝。譯文乞於十五六日內寄惠，幸勿有延。應譯日本朝日兩報，其種目如何，一遵尊意所定，乞代求岡山君譯之。弟子前在塾時，日讀報紙，經夫子選定硃筆圖出者，已得其要領矣。商之卓如，亦極以為然，故由夫子自便選發也。卓如事忙，不暇函候，囑筆請安。恭此。敬請夫子大人福安。弟子孟卿謹稟。

24 谷公：梅崖が示した会すべき人物の一人で、谷干城と見られる。山本憲関係資料C65の梁啓超書簡に「所示諸君，惟勝伯近衛公已見。康先生則已並見福嶋伯・曾根君，其余谷子求見而未得。外此諸公多未修謁。」とあり、勝伯は勝海舟伯爵、近衛公は近衛篤磨公爵、福嶋伯は福島種臣伯爵、曾根君は曾根俊虎、谷子は谷公と同一人物であろうと思われる。

太師母師母於五日為名古屋之遊，日間想可回府，乞代請安。弟子四日出神往濱，頗為不便，恨不能遲一日以伴行，然今已矣。十二月十一日燈下九時申 〈1898年12月11日作成〉

敬肅者：十日の來諭は、十一早に接けて讀めり。^{フランス}佛政府の令を下して擒え殺すの事、即ち尊意を以て走り報ぜり。覆〔返事〕に據り明後日に即ち歸京すべし。囑せらるる所の應に見えべき各要人、谷公及び小林、曾根諸君の如きは、弟子輩 稍暇あらば即ちに當に分ち別れて見えるを求むべく、以て濟い有るを冀う。惟だ日來局を開いて伊始、瑣事頗る忙しく、他日之に見えて、當に以て稟覆すること有るべきなり。此間の報紙〔清議報〕は十二月廿二日に於いて發行するを定め、先に前の一週の内に於いて刊印し釘裝す。譯文は十五六日の内に於いて寄せ恵むを乞い、延ぶること有る勿きを幸いとす。應に譯すべき『日本』『朝日』の兩報、其の種目の如何なるは、一に尊意の定むる所に違ひ、代わりて岡山君に之を譯するを求むるを乞う。弟子前に塾に在りし時、日に報紙を讀むに、夫子の選定を経て硃筆にて圖き出されし者、已に其の要領を得たり。之を卓如に商ひ、亦た極めて以て然りと為し、故に夫子の自らの便に由り選びて發するなり。卓如は事忙しくして、函をもって候うに暇あらず、筆を囑して安を請う。恭みて此にす。敬みて夫子大人に福安を請う。弟子孟卿謹みて稟す。

太師母師母は五日に名古屋の遊びを為し、日間府に回るべしと想う。乞う代わりて安を乞はんことを。弟子は四日に神〔神戸〕を出て濱〔横濱〕に往き、頗る不便と為せば、一日遅らして以て行に伴うこと能わざりしを恨むも、然れども今は已みぬ。十二月十一日燈下九時申

47 (C158)

敬稟者：昨晚未及隨班叩安，詢知玉體遺和，今早貴恙何似？請醫者來診視可乎。酷暑，伏乞順時自愛。專此。敬請夫子大人元安。弟子孟卿謹稟。八月十三早

謹具牛卵微物為夫子佐餐之用，外附冰敬²⁵⁾一的，代呈太師母師母賞收為禱。弟子謹再稟。〈1898年8月13日作成〉

敬稟者：昨晚に未だ班〔仲間たち〕に隨いて安を叩うに及ばず、詢いて玉體の遺和〔体調不良〕を知り、今早貴恙は何似。醫者に請いて來りて診視するは可なるか。酷暑にして、伏して時に順いて自愛するを乞う。専ら此にす。敬みて夫子大人に元安を請う。弟子孟卿謹みて稟す。八月十三早

謹みて牛と卵の微物を具え夫子の佐餐の用と為し、外に冰敬一的〔一つ〕を附す。代りて太師母師母に呈して賞收せらるるを禱りと為す。弟子謹みて再び稟す。

48 (C159)

敬稟者：承諭慰藉，并示聯會²⁶⁾各節，捧誦之餘，感佩無已。設使他日同志會成，弟子鄉人

25 冰敬：夏の暑い時期に、御水代の名義として上役やお世話になった人に贈る金銭。

26 聯會：日清協和会のこと。日本に亡命した変法派を支援するために、1898年の秋ごろに結成された団体。

得以附驥，藉聞高論，或借力以續死者之殘念，固所願也。又其逃難諸同志，他日必全集此地，而適逢其會，更所慶幸也。今者清國新舊相激，志士逃散，老牛尸位，異種正樂得以挾制而瓜分之，此其時矣。是則可為有心東亞大局者之憂也，則此會亟應速聯之時也。弟子早有志於此，所恨才力微薄，無以赴之，惟有極盼逃難諸君早來，必有以和之。弟子之從弟²⁷⁾死於是，同志諸親友死於是，弟子痛死者之素願未展而一旦雄心屈於短途，則一息尚存，豈忍以此區區小挫而自餒自懈哉。願夫子與同志諸君，有以成之也。雖成否未可必，且無論或明日，或他日，或小成，或大成，亦可為異日之補救東亞一地步也。現大同譯書局諸同志逃難，《東亞報》亦以政變停辦，將其餘款改為學堂。日前弟子函囑其暫不刊報，亦應譯書，以開智慧。現未酌定，未據實覆，則同門某君月底乃來，亦聽之。（不必催之）俟弟子日間接有《東亞報》譯書之事，乃速請之也。夫子經手所譯者，乞隨時完其種數²⁸⁾，乃再商求也。專此。恭請夫子大人福安。弟子孟卿稟上。
 〈日付不詳〉

敬稟者：諭を承け慰藉せられ、並びに聯會の各節を示され、捧誦するの餘り、感佩して已む無し。設使他日に同志の會成れば、弟子の郷人は以て驥に附し、高論を藉聞するを得、或いは力を借りて以て死者の殘念を續ぐは、固より願う所なり。又た其の難を逃るの諸同志、他日必ず全てこの地に集まり、而して適に其の會に逢うは、更に慶幸する所なり。今者清國は新舊相い激し、志士は逃散し、老牛は尸位し〔無為に位を占め〕、異種〔列強各国〕の正に楽しみて以て挾制して之を瓜分するを得るは此れ其の時なり。是れ則ち心を東亞の大局に有する者の憂いと為すべし。則ち此の會亟やかに應に速やかに聯ぬるべき時なり。弟子早に此に志有り。恨む所は才力微薄にして、以て之に赴くこと無きなり。惟だ難を逃るの諸君早く来たりて、必ず以て之に和すること有るを極めて盼むこと有るのみ。弟子の從弟 是に死し、同志諸親友是に死す。弟子は、死者の素願を未だ展べずして一旦雄心の短途に屈せるを痛み、則ち一息尚お存すれば、豈に此の区区たる小挫を以て而して自ら餒え自ら懈るに忍びんや。夫子と同志諸君、以て之を成す有らんことを願うなり。成否未だ必ずべからず、且つ或いは明日、或いは他日、或いは小成、或いは大成を論ずること無しと雖も、亦た異日の東亜を補救する一地步と為すべきなり。現大同譯書局の諸同志は難を逃れ、『東亞報』も亦た政変を以て停辦し、其の餘款を將て改めて學堂と為す。日前弟子は、暫く報を刊せざるも、亦た應に書を譯し以て智慧を開くべきことを其に函囑せり。現未だ酌定せず。未だ實覆に據らざれば、則ち同門某君の月底〔月末〕に乃ち来たるも、亦た之に聽く（必ずしも之を促さず）。弟子日間接して『東亞報』の譯書の事有るを俟ちて、乃ち速やかに之を請うなり。夫子の手を経て譯す者は、隨時其の數種を完うするを乞う、乃ち再び商求するなり。専ら此にす。恭しく夫子大人に福安を請う。弟子孟卿 稟上る。

27 從弟：康有為の弟、康有溥（字は広仁）のこと。

28 種數：「數種」の誤りか。

49 (C160)

敬稟者：頃夫子為弟子之事，奔役於外，歸來復勞記數見示，何不憚煩也。承示知一二三各日所記費紙失去，未將用數列入，則計其畧數可矣。此是弟子之事，前後經稟，不必記數為便。但請示挪入友人或支過於夫子者，總共多少，即可備數繳還。而夫子以數見示，是弟子無以取信於我夫子也，惶愧無已。敢將來數繳還，外附十四圓以補一二三日之費，如不足，仍請示知，再完此一數也。專此。稟請夫子大人福安。弟子孟卿謹稟。〈日付不詳〉

敬稟者：頃^{このころ}夫子弟子の事の為に、外に奔役し、歸來して復た勞し、數を記して見示す。何ぞ煩を憚らざるや。一、二、三各日の費を記す所の紙失去し、未だ用數を將て列入せざるを示知するを承ければ、則ち其の畧數を計りて可なり。此れは是れ弟子の事なり、前後に經^{すで}に稟^{もう}すれば、必ずしも數を記さざるを便と為す。但だ請う、友人に挪入し或は夫子に於いて支い過ぎたる者は、總^{すべ}て共に多少なるを示さんことを。即ち數を備えて繳還すべし。而して夫子數を以て見示するは、是れ弟子以て信を我夫子に取る無きなり、惶愧して已む無し。敢て來數を將て繳還し、外に十四圓を附して以て一、二、三日の費を補う、如し足らざれば、仍^なお示知せられんことを請い、再び此の一數を完うするなり。專ら此にす。夫子大人に福安を稟請す。弟子孟卿謹^{もう}みて稟す。

50 (C161)

敬稟者：承諭及由張田君轉示均悉。此事重以老太太²⁹⁾出頭，可謂國家之大變。而從弟（解公法）逃至美領事館以求保護，而冀死灰復然，不料被執，此天絕之也。從弟平日誓以身報國，今得死所矣。然以積十餘年工力，幸得一階，僅有此虛聲，而一事未辦，雄心屈於短途，大為可惜。敝國平日已無人才，如夫子所謂積二百餘年委靡成風者。今滿人辣手，殺一警百，則此後無敢言改革之事矣。弟子前後稟問貴朝廷何不干預，迫令敝朝廷改革以保東亞大局。承諭備悉貴朝廷適有內政，不及兼顧外邦之事，則支那無活，確天為之也，不勝哀痛之至。昨日同文來稟，商致電北京知友及香港英人，此間則徐君³⁰⁾等入東京設法請救，不知得其要領否耳。然從弟德性甚傲，向來得失人最多，即各在京亦獲罪於權臣不少，不難日間奉旨半途正法矣。夫子試觀其後驗如何？噫，一人不足惜，其奈支那大局何，可為痛哭之至。弟子他日歸國，借西教以保護，唱道改革者，此其一人也，敢道其區區。乞將今日報章賜覽，弟子更欲知其餘事之梗概。專此。敬請夫子大人福安。弟子孟卿叩稟。〈日付不詳〉

敬稟者：承りし諭及び張田君より轉示せられしことは均しく悉せり。此の事重ねて老太太を以て出頭〔勢力を得る〕するは、國家の大變と謂うべし。而して從弟（公法を解る）逃れて美^{アメリカ}領事館に至り以て保護を求め、而して死灰復た然えんことを冀い、料らずも執らえらるるは、此れ天の之を絶つなり。從弟は平日身を以て國に報いるを誓い、今死所を得たり。然れ

29 老太太：西太后のこと。

30 徐君：徐勤のこと。

ども十餘年の工力を積むを以て、幸いに一階を得るも、僅かに此の虚聲有りて、而して一事も未だ辦ぜず、雄心 短途に屈するは、大いに惜むべしと為す。敝國 平日已に人才無し、夫子の所謂「二百餘年を積みて委靡なること風と成る」者の如し。今滿人は棘手〔惡辣〕にして、一を殺して百を警めれば、則ち此の後敢えて改革の事を言う無し。弟子前後して稟問す、貴朝廷何ぞ干預し、迫りて敝朝廷をして改革せしめ以て東亞の大局を保たざるやと。論を承け貴朝廷適に内政有り、外邦の事を兼顧するに及ばざるを備に悉せり。則ち支那活くる無きは、確かに天の之を為すなり、哀痛の至りに勝えず。昨日、同文 稟を来して、電を北京の知友及び香港の英人に致すを商り、此間^{はか}は則ち徐君等 東京に入り法を設けて救いを請う、知らず其の要領を得るや否やを。然れども從弟 德性甚だ傲れり、向來人^{これまで}を得失すること〔人に恨みを買うこと〕最も多し、即い^{たびたび}各 京に在りしときも亦た權臣に罪を獲るは少なからず、日間旨を奉じ半途にして正法〔処刑〕せらるるは難からざるなり。夫子試みに其の後驗〔後で証明されること〕を観るは如何？ああ、一人は惜しむに足らず、其れ支那の大局を奈何せん、痛哭の至りと為すべし。弟子 他日 國に歸り、西教を借りて以て保護し、改革を唱道する者にして、此れ其の一人なり、敢えて其の區區たるを道わん。今日の報章を將て覽を賜るを乞い、弟子更に其の餘事の梗概を知らんと欲す。専ら此にす。敬みて夫子大人に福安を請う。弟子孟卿叩きて稟す。

51 (C162)

敬稟者：來論敬讀，此像³¹⁾ 聽夫子之便可也。餘金尚蒙見復，愧甚愧甚。伏乞存之，度必有支出不記之小數也。專此。請夫子大人福安。弟子孟卿稟。

長素之像，大同學校索之已久，弟子僅存一，故未寄去。今日之索，度是同鄉人欲一見之耳，非新聞報館之索也。合併稟聞。弟子孟再稟。

彼輩常欲將此像刷銅板，然此像是棄物，因陰陽不清。弟子只管存之耳。〈日付不詳〉

敬稟者：來論は敬して讀めり。此の像は夫子の便に^{したが}聽いて可なり。餘金尚お復せらるるを蒙り、愧じること甚だし、愧じること甚だし。伏して之を存せんことを乞う。度るに必ず支出して記さざるの小數有るなり。専ら此にす。夫子大人の福安を請う。弟子孟卿稟す。

長素の像、大同學校之を^{もと}索めて已に久し。弟子僅かに一を存す、故に未だ寄去せず。今日の索めは、度るに是れ同郷人の之を一見するを欲するのみ、新聞報館の索めに非ざるならん。^あ合併せて稟聞す。弟子孟再び稟す。

彼輩常に此の像を將て銅板に刷らんと欲す、然れども此の像是れ棄物なり、陰陽清からざるに因る。弟子^{ひたすら}只管之を存するのみ。

52 (C163)

敬稟者：接讀來論，敬悉種切。備蒙苦心經費，至感至感。聯同志以為後計，亦可方便定一要策也。乞徐圖之。至旅費用度一切，因聞夫子將歸，故未有匯呈。此行所費，挪入友人之項幾何，

31 此像：康有為の写真を指す。

然後可拂數以行，則示知，弟子可備數呈上奉還。若既費夫子之勞役於外，不得休息，而此次歸來又要會計，不其太苦乎。此是弟子之事，師弟相信以心，萬不必瑣瑣開數。但用過夫子所挪入者，支出者，即為弟子之欠數，此為簡便也。專此。稟請夫子大人福安。并問眼恙，乞調攝。弟子孟卿稟上。代呈夫子大人。〈日付不詳〉

敬稟者：來論を接けて読み、敬みて種切〔種々、一切〕を悉せり。備^{つぶさ}に經費に苦心するを蒙る、至って感ぜり、至って感ぜり。同志を聯ねて以て後計を為すは、亦た一要策を定むるに方便なるべきなり。徐^{おもむ}ろに之を圖らんことを乞う。旅費用度の一切に至っては、夫子將に歸らんとするを聞くに因って、故に未だ匯呈有らず。此の行の費す所、友人に挪入するの項幾何ぞ、然る後に數を拂い以て行うべし、則ち示知すれば、弟子 數を備えて呈上し奉還すべし。若し既に夫子の勞役を外に費やし、休息するを得ず、而して此次歸來して又た會計を要すれば、其れ太だ苦しからずや。此是れ弟子の事なり、師弟相い信ずるに心を以てし、萬も必ずしも瑣瑣として數〔金額〕を開かず〔開示せず〕。但だ用い過ぎて夫子の挪入する所の者、支出する者は、即ち弟子の欠數たり、此れ簡便たるなり。専ら此にす。夫子大人の福安を稟請す。并びに眼恙を問う、調攝せんことを乞う。弟子孟卿 稟^{もうしたてまつ}上る。代りて夫子大人に呈す。

53 (C164)

各國言公法憲法，敝國之公法憲法以五經大義為主，此與貴邦千年共之者也。君臣夫子夫婦三綱之義，懸於天壤。以經義言，《易》言“婦道無成”³²⁾，《書》言“牡【牝】雞之晨，為家之索”³³⁾，《禮》言“夫死從子”³⁴⁾，《春秋》言“婦人無外事”³⁵⁾。故經義婦人不得臨朝，其臨朝皆悖義理。即有大事，君薨聽於冢宰而已”³⁶⁾。前之臨朝出於行權，然已不合大義。若夫皇上臨政二十四年，已三十，英明神武，變法自強，安有請訓政之理。此次訓政之詔”³⁷⁾，出於西后。既幽皇上之後，偽託詔書，與王莽、曹丕、劉裕篡位時之禪位文同”³⁸⁾，無人以為出於本人者。此

32 婦道無成：『周易』坤「陰美有りと雖も、之れを含みて以て王事に従い、敢て成さざるなり。地道なり。妻道なり。臣道なり。地道は成すこと無くして代りて終有るなり」（「陰雖有美。含之以從王事。弗敢成也。地道也。妻道也。臣道也。地道無成」）。

33 牡雞之晨，為家之索：牡雞は牝雞の誤り。『書經』牧誓「王曰く、古人に言う有り。曰く牝雞晨する無し。牝雞の晨する、惟れ家の索くるなり」（「王曰。古人有言曰。牝雞無晨。牝雞之晨。惟家之索」）。メス鶏が鳴いて明け方を知らせると、家が衰退する。転じて、女性が政權を握ると国が衰微する、の意となる。

34 夫死從子：『礼記』郊特牲「婦人は人に従う者なり。幼にして父兄に従い、嫁して夫に従い、夫死すれば子に従う」（「婦人從人者也。幼從父兄。嫁從夫。夫死從子」）。

35 婦人無外事：『春秋穀梁伝』僖公九年「婦人をして國事に與ら使む母かれ」（「母使婦人與國事」）。

36 君薨聽於冢宰而已：『論語』憲問「君薨ずれば、百官己を総べて以て冢宰に聴くこと三年なり。」（君薨、百官総己、以聴於冢宰三年。）

37 此次訓政之詔：1898年9月21日に発せられた西太后に訓政を乞う光緒帝の上諭。

38 與王莽、曹丕、劉裕篡位時之禪位文同：王莽は前漢の孺子嬰に、曹丕は後漢の獻帝に、劉裕は東晋の恭帝に禪讓を迫って帝位についた。

次實是廢立篡位，非訓政也。皇上上繼文宗顯皇帝，以經義律例，嫡后慈安太后乃得為母，天子不以妾母為母，即民間於妾母亦無丁憂之例。西后於同治則為生母，於今上則為先帝之遺妾耳。（《春秋》之義，文姜淫亂，不與莊公念母³⁹⁾。即使生母，尚有唐廢武氏⁴⁰⁾之例在）道光尚有太妃⁴¹⁾，其體正同。即無母子之分，即正君臣之義。假稱詔書，求醫天下。（此為本朝未見之詔書）其為廢立篡弑，實與明宮婢韓金蓮弑穆宗⁴²⁾同。逆妾擁兵廢立，皇上被幽廢，然時竊權自在，淫后然天下不以為然也，此萬國無之。若貴國則同經義者。

- 一 訓政是幽廢，而非訓政，訓政出於偽詔假託。
- 一 真明廢時即是弑。
- 一 西后為先帝之遺妾，非母子而為君臣。
- 一 西后為宮妾廢君。
- 一 同治立嗣是為立其奸子。

李盛鐸⁴³⁾稱西后榮祿是開新人，試觀復八股，禁報館，拿逮主筆，去一切新政，復一切舊政，捕新政之人四十餘下獄革殺，試問西后榮祿是開新者否？（日付不詳）

各國は公法憲法を言う。敝國の公法憲法は、五經の大義を以て主と為す。此れ貴邦と千年之を共にする者なり。君臣父子夫婦三綱の義、天壤に懸かる。經義を以て言え、『易』に言う「婦道は成すこと無し」と。『書』に言う「牝雞の晨するは、家の索くることたり」と。『礼』に言う「夫死すれば子に従う」と。『春秋』に言う「婦人に外事無し」と。故に經義は婦人は朝に臨むを得ず、其の朝に臨むは皆義理に悖るなり。即い大事有るも、君薨ずれば冢宰に聽うのみ。前の朝に臨むは行權に出ず。然れども已に大義に合わず。夫の皇上政に臨むこと二十四年、已に三十にして、英明神武にして法を變じ自らを強くするが若きは、安くんぞ訓政を請うの理有らん。此次の訓政の詔は、西后に出ず。既に皇上を幽するの後、詔書に偽託するは、王莽、曹丕、劉裕の位を禪るの文と同じきなり。人の以て本人に出ずると為す者無し。此次は實に廢立篡位にて、訓政に非ざるなり。皇上上は文宗顯皇帝を繼ぎ、經義律例を以てすれば、嫡後の慈安太后乃ち母たるを得る。天子は妾母を以て母と為さず。即い民間の妾母に於けるも亦た丁憂の例無し。西後の同治に於けるは乃ち生母たるも、今上に於けるは則ち先帝の遺妾たるのみ。（『春秋』の義、文姜淫亂にして、莊公の母を念ずるに與からず。即使い生母なるも、尚お唐の武氏を廢するの例在る有り）道光尚お太妃有り、其の體は正に同じ。

39 文姜淫亂，不與莊公念母：『春秋左氏伝』莊公元年「三月、夫人齊に孫ぐる、姜氏と稱せず、絶えて親と為さざるは、禮なり」。

40 唐廢武氏：705年、女帝武則天が宰相張柬之、第三子である李顯らにより退位を迫られて中宗李顯が復位し、国号も唐に復したことを指す。

41 道光尚有太妃：道光帝の側室の孝靜成皇后は、咸豐帝の養母として政治的影響力を持った。

42 明宮婢韓金蓮弑穆宗：『明史』列伝第二・后妃二に、嘉靖（明世宗）二十一年に宮女の楊金英らが嘉靖帝を絞殺しようとしたが、同じ宮女の張金蓮が皇后に通報したため、嘉靖帝が助かったという記録が残っている。韓金蓮は楊金英、穆宗は世宗の誤りである。

43 李盛鐸：注14李公使を参照。

即ち母子の分無くば、即ち君臣の義正さる。詔書を假稱し、醫を天下に求む。(此れ本朝に未だ見ざるの詔書たり) 其の廢立纂弑^{さんし}を為すは、實に明の宮婢韓金蓮の穆宗を弑するに同じ。逆妾 兵を擁して廢立し、皇上 幽廢せられ、然して時に權を竊みて自在たり。淫后 天下の以て然りと為さざるを然りとするなり、此れ萬國之れ無し。貴國の若きは則ち經義を同じくする者なり。

- 一 訓政は是れ幽廢なり、而して訓政に非ず、訓政は偽詔と假託に出づ。
- 一 真に廢するを明らかにする時は即ち是れ弑するなり。
- 一 西后 先帝の遺妾たり、母子に非ずして君臣たり。
- 一 西后 宮妾たりて君を廢す。
- 一 同治の 嗣を立つるは是れ其の奸子を立てんが為なり。

李盛鐸は西后と榮祿と是れ新を開くの人と稱するも、試みに觀よ、八股を復し、報館を禁じ、主筆を拿逮し、一切の新政を去り、一切の舊政を復し、新政の人四十餘を捕え下獄し革殺せるを。試みに問う、西后と榮祿と是れ新を開く者なるや否や？

54 (C165)

敬稟者：承諭慰問各節，備聆。甘任教育，甚且擔憂，凡此盛心，有逾骨肉。捧誦再三，不覺感激涕零，其將何以圖報萬一也。弟子幸承先祖父⁴⁴⁾ 遺業，少年不節，破敗之餘，每年收息，尚可供祭祀及家母庶母⁴⁵⁾ 以下衣食酬應。而家庶母手上，亦得先父撥存養生銀兩。各存母舅生利，則每年收息，可各得百十。此次政變，產業沒官，是其實業，非浮銀⁴⁶⁾ 也，兩母亦可各自支持。事變後接鄉信，知舍妹迎養於夫家，時或各歸母家。而弟子內人前年八月去世，大女早經出閣而抱孫（小婿陳蔭農⁴⁷⁾ 現在大同學校教讀），小媳漸【暫】歸母家度活（即韓雲台之胞妹，其家頗豐），二女至六女、第三子分養於妻族及大女家，幸各姻親頗豐，平日極能周旋。而二、三女早經許字，年且長（一二十年，一十八年），未遇事，既經親家催請過門，今遭故，正遣同文回廣東料理家慈安居，及為二女置辦荊釵布裙，為之遣送。此次政變，產業沒官，何止連累弟子與長素、有服⁴⁸⁾ 之親已哉。（鄉人洋商何曉生⁴⁹⁾ 者，義士而富人也。贈長素四千金，以二千為族人養口，其失職將無以食力者，經何曉生位置⁵⁰⁾ 有席焉。何氏者，於長素初逃難到港為之保護

44 先祖父：亡くなった祖父の康国器のこと。福建省と広西省の布政使・広西巡撫などを歴任。

45 庶母：父の妾。

46 浮銀：現金資産。

47 陳蔭農：陳和沢、字は蔭農、広東南海県の出身。康有為の弟子で、1897年に来日し後に横浜大同学校の教員を務めた。帰国後は広州南強公学校長などを務めたこともある。康孟卿の娘婿である。

48 有服：喪に服する血縁関係があること。

49 何曉生：何東、字は曉生、香港の商人・資産家。康有為が香港に逃れた際に資金を提供したりして援助した。これについて康有為がその回顧録のなかで「（何東）復贈金数千、以安羈旅、藉以濟宗族及供游貲焉」（復た金数千を贈り、以て羈旅を安じ、藉りて以て宗族を濟い、及びに游貲に供す）と述べている。（康有為『我史』、江蘇人民出版社、1999年、第61頁。）

50 位置：手配、処置、斡旋。

一人也。其出服⁵¹⁾無辜被苛政者、自始祖以下幾及百人。（宋朝來、生息至今、將百人、實通姓無歸）雖被非常之禍、幸弟子向存傾家殺身之念、今遭實事、視為分內事、不動心也。所惜者、美政未成、而殺一愛弟⁵²⁾、戮數同志耳、可痛哭者。吾人向遭滿人傾軋、而同種甘為漢奸內腐、極難挽回耳。其餘何足惜哉。（今雖小挫、事未休也。）頃在旅次、同志所創《清議報》、翻譯需人、既承痛改力助、不得不就其職。然工夫未足、向蒙栽培、不能負恩逕去。現與彼約、願於俸內割去五圓為我潤飾日句兩報東西文稿、而旬報則在此譯寄。事關大局、未便推斷也。知念敢以實對。專此。敬請崇安。弟子孟卿稟。〈日付不詳〉

敬稟者：論を承りて慰問せらるる各節、^{つぶさ}備に^き聆けり。甘んじて教育に任じ、^{はなは}甚且だしくは擔憂〔心配〕し、凡そ此の盛心は骨肉〔肉親〕を^こ逾ゆる有り。捧誦すること再三にして、覺えず感激して涕^{なみだ}を^{こぼ}零し、其れ將た何を以て萬一に報ゆるを圖らんや。弟子は幸い先祖父の遺業を承くるも、少年節せず、破敗の餘り、毎年^は息^{りそく}を收め、尚お祭祀及び家母と庶母以下の衣食の酬應に供すべし。而して家〔家母〕と庶母の^{とこ}手上に、亦た先父の撥存〔分与〕せし養生銀兩を得たり。^{おのおの}各^{おの}母舅に存して利を生じ、則ち毎年^は息^{りそく}を收め、^{おのおの}各^{おの}百に十を得るべし。此次の政變により、産業は没官せられしも、是は其の實業にして、浮銀に非ずなれば、兩母は亦た^{おのおの}各^{おの}自ら支え持つべし。事變後に郷の信に接し、舍妹^{つま}夫の家に迎え養われ、時に或いは^{おのおの}各^{おの}母の家に歸るを知る。而して弟子の^{つま}内人は前年八月に世を去り、大女〔長女〕は早に閣を出づるを経て孫を抱き（小婿の陳蔭農は現に大同學校に在りて教讀す）、小媳〔嫁〕（即ち韓雲台の胞妹、其家は頗る豊かなり）は暫く母の家に歸りて^{くらし}活^{おく}を度る。二女より六女に至るまで、および第三子は分ちて妻族及び大女の家に養われ、幸い各姻親は頗る豊かなれば、平日極めて能く周旋す。而して二、三女は^{つと}早に許字〔婚約〕を経て、年も且つ長じ（^{ひとり}一は二十年、^{さい}一は十八年）、未だ事に遇わず〔成婚せず〕。既に親家に過門〔興入れ〕せよと催請せらるるを経て、今故に遭い、正に同文を遣わし廣東に^{かえ}回らしめ家慈〔家母〕の安居を料理し、及び二女の為に荊釵布裙〔服などの嫁入り道具〕を置辦〔用意〕し、之の為に遣送す。^{こんかい}此次の政變により、産業は没官せられ、何ぞ止だ弟子と長素の服を有するの親を連累するのみならんや。（郷人洋商の何曉生は、義士にして富人なり。長素に四千金を贈り、二千を以て族人の為に口を養い、其の職を失いて將に以て力に食する無からんとする者は、何曉生の位置〔幹旋〕を経て席有り。何氏は、長素の初めて盜難して^{ホンゴン}港に到るに於いて之の為に保護せし一人なり。）其の出服の無辜にして苛政を被りし者は始祖より以下^{ほとん}幾^{とつ}ど百人に及ぶ。（宋朝より^{このかた}來、生息して今に至り、將に百人ならんとす。實は姓^{とつ}通ぜば歸ぐこと無し）非常の禍を被れりと雖も、幸い弟子は^{さき}向に家を傾け身を殺すの念を存し、今實事に遭い、分内の事と^{みな}視為し、心を動かさざるなり。惜しむ所は、美政未だ成らずして、^{ひとり}一の愛弟殺され、^{おおく}數の同志戮せられしのみ、痛哭すべき者なり。吾人は向に滿人の傾軋〔排斥〕に遭い、而して同種は甘んじて漢奸内腐と為り、極めて挽回し難きのみ。其餘は何ぞ惜しむに足らんや。（今小しく挫けりと雖も、事は未だ休ま

51 出服：血縁關係が五代を出ること（人）。

52 愛弟：康有為の弟の康有溥。

ざるなり。) 頃^{このころ} 旅次に在りて、同志の創る所の『清議報』は、翻譯するに人を需め、既に痛く改め^{つと}力めて助くるを承くれれば、其の職に就かざるを得ず。然れども工夫未だ足らず、向に栽培を蒙り、恩に負^{おぼ}いて逕^{ただ}ちに去ること能わず。現に彼と約し、願わくは俸内に於いて五圓を割き去りて我の為に日旬兩報の東西文稿を潤飾せられんことを。而して旬報は則ち此に在りて譯して寄す。事は大局に關わり、未だ推斷するに便ならざるなり。念ぜらるるを知り、敢えて實を以て對^{こた}う。専ら此にす。敬みて崇安を請う。弟子孟卿^{もう}稟す。

55 (C166)

夫子給到手諭并餘款、時松村君在座筆談、弟子不便檢視、因先稟覆數語問安、請恕。頃刻畧計餘數、溢於五十錢之譜、定必代支而忘記入數也。(不解語以致勞夫子、愧甚愧甚。)謹返其餘於夫子、或不致侵入太多耳。伏乞收還為禱。肅此。恭請福安。弟子孟卿謹稟。〈日付不詳〉

夫子の給い到りし手諭並びに餘款は、時に松村君 座に在りて筆談すれば、弟子檢視するに便ならず、因りて先ず數語を稟覆して安を問いたり。請う恕されんことを。頃刻に畧^{ゆる}ね餘數を計れば、五十錢の譜^{はど}に溢れ、定めて必ず代わりて支^{はら}いて記入するを忘れたる數ならん。(語を解せずして以て夫子を勞することを致し、愧甚たり愧甚たり。)謹みて其の餘を夫子に返し、或いは侵入すること太多きをを致さざるのみ。伏して乞う收還せられんことを禱りと為す。肅みて此にす。恭みて福安を請う。弟子孟卿謹稟す。

56 (C167)

敬稟者：承諭云云、接讀之下愧悚無已。時進鮮菓、亦弟子之職內事、何敢云尋常作答、若蒙夫子不責其瑣瀆而賞收之、於願已足。況夫子貴恙初痊、正宜臭此氣味、或有客到、亦可款之也。弟子此處尚有三、二枚、既已買多、而所呈上亦甚少耳、乞勿勞意。此請夫子大人福安。弟子孟卿謹稟。〈日付不詳〉

敬稟者：諭を承ること云云し、接けて讀むの下 愧悚して已む無し。時に鮮菓を進む、亦た弟子の職内の事にして、何ぞ敢えて尋常の作答と云わんや。若し夫子 其の瑣瀆を責めずして之を賞收せらるるを蒙れば、願に於いて已に足る。況や夫子の貴恙初めて痊ゆれば、正に宜しく此の氣味を臭^かぐべし。或いは客の到る有らば、亦た之を款^{もてな}すべきなり。弟子の此處に尚お三、二枚有り、既に已に買うこと多くして、而も呈上する所亦た甚だ少なきのみ、意を勞すること勿^なきを乞う。此に夫子大人に福安を請う。弟子孟卿謹稟す。

57 (C168)

敬稟者：日前賜讀大作、弟子捧誦再三、不忍釋手、然以文稿僅此一冊、久假不歸、終恐傳失。用是即寄東亞報館、囑專役多抄一、二冊、欲使子姪奉為道訓、并知我夫子道學之醇粹、志趣之高超、(扶教拯世兼而有之)其文字之佳無論矣。舍親疊首謬注跋語、汚其端幅、罪甚愧甚。此悉弟子之過、伏乞恕之。茲將文稿奉還、現弟子已抄存一冊、什襲藏之、他日回國焚香展讀、

如今日之追隨履杖，拂塵而讀，無以異也。專此。恭請夫子大人福安。弟子孟卿謹上。

敝邦士夫邇來來此就學者日多，夫必有捷徑乃易成就。查貴邦文字與敝邦文字所重者十之六七，所難者組織⁵³⁾盡異，與及語尾變化等法。夫子於和漢之學，兩者精深，自能洞識其要領。（夫子今昔為弟子解剖句法章法語尾變化等法，此為入手門徑，美哉善哉。頃從難波君書案見有日本人報二十七頁，有及顛倒順序之句，將書呈覽。）若譯畢西人所著孔聖一書之後，試先著此書，以授來學者如何？若能刷行則所益更大，敢乞酌之。弟子孟卿再稟。〈日付不詳〉

敬稟者：日前に讀を賜う大作、弟子捧誦すること再三にして、手より釋すに忍びず。然れども文稿は僅か此の一冊のみなるを以て、久しく假りて歸さざれば、終に傳失するを恐る。是を用て即ち東亞報館に寄せ、專役に囑し多めに一、二冊を抄し、子姪輩をして奉じて道訓と為し、并に我が夫子の道學の醇粹にして、志趣の高超なることを知らしめんと欲す。（教を扶け世を拯う、兼ねて之れ有り）其の文字の佳きことは論無し。舍親の曇首謬りて跋語を注し、其の端幅を汚す、罪甚たり愧甚たり。此れ悉く弟子の過ちにして、伏して之を恕されんことを乞う。茲に文稿を將て奉還す。現に弟子已に一冊を抄して存し、什襲して〔大切にして〕之を藏し、他日國に回り香を焚き展べて讀むは、今日の履杖に追隨し、塵を拂いて讀むが如く、以て異なること無きなり。専ら此にす。恭みて夫子大人に福安を請う。弟子孟卿謹みて上る。

敝邦の士夫は邇來此に來りて就學する者日に多く、夫れ必ず捷徑有りて乃ち成就し易し。査するに貴邦の文字 敝邦の文字と重なる所の者は十の六七にして、難き所の者は組織盡く異なり、與に語尾の變化に及ぶ等の法なり。夫子は和漢の學に於いて、兩者ともに精深にして、自ずから能く其の要領を洞識す。（夫子は今昔弟子の為に句法と章法と語尾變化等の法を解剖し、此れ入手〔着手〕の門徑たり、美しきかな善きかな。頃難波君の書案より日本人の報〔新聞〕二十七頁有るを見、順序を顛倒するに及ぶの句有り、書を將て呈覽す。）若し西人の著す所の孔聖一書を譯し畢えるの後、試みに先に此書を著し、以て來學者に授くれば如何？若し能く刷りて行えば則ち益する所更に大なり、敢えて乞う之を酌まれんことを。弟子孟卿再び稟す。

58 (C169)

手諭敬讀，夫子以紀遊⁵⁴⁾發其文章。其保種也，則以孔教為宗旨，其保東方之局也，則緩收其賠償，其為清之急策也，則庶民尚工。舉此三者已足為千古不磨之論，可存之不朽，何有於一二閒字。又所到各地之名勝，俱以書証之，反覆詳明，考據精核，弟子拜讀而專神之不暇，何敢稍易隻字。誠以弟子不學，恐工人謬悞，故反自形其不通耳。惟夫子諒之憐之。

西道主人⁵⁵⁾，自是能用，何妨自我作始，況以北道主人証之耶。弟子孟卿謹稟。〈日付不詳〉

53 組織：文の構造、構文。

54 紀遊：中国旅行記『燕山楚水紀遊』。

55 西道主人：東道主人にちなんだ言葉。ここでは山本憲の中国遊歴を一部案内した福州人力鈞を指す。『燕山楚水紀遊』に「會福州人力子軒舉（名鈞、嘗經鄉試、補知縣）、以事遊吾邦、約予遊蹤及福州、為西道主人。」とある。

手論は敬みて讀めり。夫子は紀遊を以て其の文章を發す。其れ種を保つや、則ち孔教を以て宗旨と為し、其れ東方の局を保つや、則ち其の賠償を緩やかに收め、其れ清の急策と為すや、則ち庶民工を尚ぶ。此の三者を擧ぐるは已に千古不磨の論と為すに足り、之を存して朽ちざるべく、何ぞ一二の閒字に於いて有らんや。又た到る所の各地の名勝、俱に書を以て之を証し、反覆にして詳明し、考據は精核なり。弟子は拜讀して神を之に専らにして暇あらず、何ぞ敢えて稍や隻字を易えん。誠に弟子の不學を以て、工人の謬誤を恐れ、故に反て自ら其の通ぜざるを形すのみ。惟わくは夫子之を諒し之を憐れまれんことを。

西道主人は、自ずから是れ能く用い、何ぞ我より始めと作すを妨げん。況や北道主人を以て之を証するをや。弟子孟卿謹みて稟す。

59 (C170)

謹録敬誦、茲將原冊繳呈、以便夫子暇時、書以教之。惟長短句法、與及語尾變化等例、似尚未盡。(雖隨時可以補出⁵⁶⁾) 弟子質魯、未便遽閱長章、恐費批注剖示之勞。查日前購有英和會話一書、雖專為貴邦人習英文語而設、然其句法頗備、(或每章擇其一二要法) 或亦可借此舉隅。熟此則將來長篇大論、可迎刃而解。鄙見如此、未知有當否? 乞酌之。弟子孟卿謹稟。〈日付不詳〉

謹みて録し敬みて誦せり。茲に原冊を將て繳呈し、以て夫子の暇時に書して以て之を教うるに便とす。惟うに長短句の法と、語尾の變化等に及ぶ例とは、尚お未だ盡さざるに似たり。(隨時に以て補出すべしと雖も) 弟子 質魯く、未だ遽かに長章を閱するに便ならず、批注し剖示するの勞を費やすを恐る。日前に購いて有る英和會話の一書を査すれば、専ら貴邦人の英文の語を習う為に設けたりと雖も、然れども其の句法頗る備り、(或いは章毎に其の一二の要法を擇べば) 或いは亦た此れを借りて隅を擧ぐべし。此れを熟〔習熟〕せば則ち將來長篇の大論も、刃を迎えて解くべし。鄙見は此くの如し。未だ當有るや否やを知らず。乞う之を酌まれんことを。弟子孟卿謹みて稟す。

60 (C171)

敬稟者：頃蒙太師母師母厚賜、感愧無已。用敢稟請回收原珍、祇領盛意。乃荷諭悉、此物勞師母走市以販、却之不恭。弟子恐勞夫子示意、故叩謝以行。雖然長者賜、不敢辭、然無故受此重賞、於心時刻愧滋。況弟子粗衣適備、旅途中多一物、其母乃費心檢點乎。再四思維、惟有敬領盛意、合將原珍繳呈、為太師母或夫子添補便衣之用、叩乞必收、無勞往復。弟子即有所受、其亦候諸返園【回】、或有賜給之時也。肅此。敬鳴謝悃。叩請福安。臨稟不勝惶恐之至。弟子孟卿敬叩。太師母師母均此叩請金安。〈日付不詳〉

敬稟者：頃 太師母と師母の厚賜を蒙り、感愧して已む無し。用て敢て原珍を回收するを稟請し、祇だ盛意を領するのみ。乃ち論を荷りて悉するに、此の物は師母を勞して市に走りて

56 補出：補うこと。

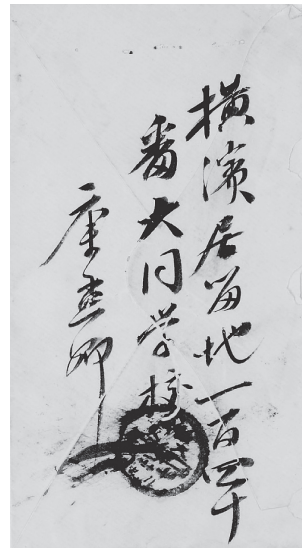
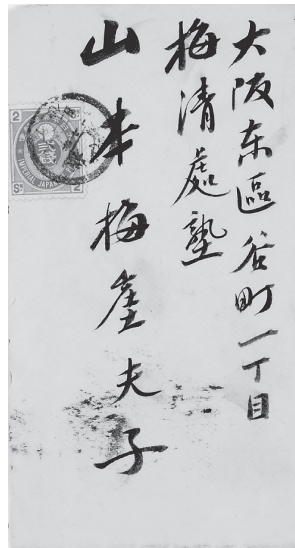
以て販^{あきな}えば、之を却^{しりぞ}くるは不恭なり。弟子は夫子を勞して意を示されんことを恐れ、故に叩謝して以て行^なう。然りと雖も長者の賜わりものは敢えて辭せず、然れども故無く此の重賞を受くるは、心に於いて時刻に愧^{つね}滋^{はじ}す。況や弟子粗衣^{まさ}適に備わり、旅途中に一物を多^ませば、其れ乃ち心を費して檢點すること母からんや。再四にして思^なひ、惟だ敬みて盛意を領する有るのみにして、合^あに原珍^{まさ}を將て繳呈し、太師母或いは夫子に便衣を添補するの用と為すべし。叩いて乞^{ねが}う、必ず收め勞して往復すること無きを。弟子即^たえ受くる所有るも、其れ亦た諸^{かえ}を返^もりしときに候^まちて、或いは賜り給^{たま}うの時^も有るならん。肅^もみて此にす。敬みて謝悃〔謝意〕を鳴^なす。叩いて福安を請^{ねが}う。稟^もすに臨み惶恐の至りに勝えず。弟子孟卿敬みて叩く。太師母と師母に均しく此に叩いて金安を請^{ねが}う。

61 (C172)

敬稟者：前此呈上之書、乃蒙言謝、殊増愧惡。頃接世姪徐君勉來函、始知係彼進呈之書、以答夫子日前之所賜也。謹將君勉付來夫子之函呈上、又來弟子一函順呈、俾知彼輩仰慕夫子之微衷也。專此。叩請崇安。乞恕不莊。弟子孟卿謹上。〈日付不詳〉

敬稟者：前此^{さきに}呈上するの書、乃ち言謝するを蒙り、殊に^{きじく}愧惡を増す。頃^{ちかごろ}世姪徐君勉の來函を接け、始めて彼の進呈するの書は、以て夫子の日前の賜う所に答うるものに係るを知るなり。謹みて君勉の夫子に付來するの函を將て呈上し、又弟子に來たる一函を順^{ついで}に呈し、彼輩の夫子を仰慕するの微衷を知らしむるなり。專ら此にす。叩^{ねが}きて崇安を請^{ねが}う。乞^{ねが}う莊^{おご}かならざるを恕^{ゆる}されんことを。弟子孟卿謹みて上る。

本稿は、筆者が参加している『山本憲関係書簡』に残る康有為の従兄康有儀等の手紙からみた近代日中交流史の特質」（基盤研究（B）代表者名 吉尾寛 2011年～2015年）の成果の一部である。



敬者、十日
來、十一日接、函、府工令、檢校、之、以、
尊意、走、振、批、發、以、日、印、所、歸、來、矣、所、以、之、見、要、人、以、
谷、父、長、小、林、曾、根、諸、君、中、子、等、稍、暇、即、當、分、別、求、見、以、葉、
有、荷、惟、日、者、局、不、暇、忙、他、日、見、之、共、者、以、意、要、也、此、同、報、依、
定、於、十、二、月、廿、二、日、發、行、先、於、前、一、週、內、刊、印、新、裝、譯、文、包、於、
十五、日、當、惠、寄、勿、有、延、遲、得、日、本、報、日、報、種、目、又、何、一、道、
尊、意、所、定、代、本、岡、山、君、譯、之、弟、子、前、在、塾、時、日、後、報、紙、經、
夫、子、選、定、因、上、者、已、得、其、要、領、矣、高、之、早、也、之、極、以、為、無、故、由、
夫、子、自、便、也、卓、兄、之、忙、已、暇、玉、候、寄、寄、法、矣、著、性、致、珍、
夫、子、大、人、福、也、弟、子、孟、郊、謹、啟、
太、師、母、母、母、於、五、日、在、甚、之、近、日、向、趣、可、回、函、乞、代、致、
為、弟、子、日、往、來、煩、為、只、後、感、佩、只、致、一、日、以、待、行、也、
已、矣、
十、二、月、十、一、日、燈、下、九、行、申

康有儀書簡 46 (C157)